

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第 10 号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 借入内容

- (1)件 名 令和 8 年度ネットワーク端末機器賃貸借(長期継続契約)
- (2)納 入 場 所 明石市中崎1丁目5番1号 情報管理課課室
- (3)借 入 概 要 パソコン 400 台一式
上記製品の賃貸借及び保守(オンサイト)
- (4)借 入 期 間 令和 9 年 2 月1日から令和14 年 1 月31日まで
(地方自治法第 234 条の3に規定する長期継続契約)
期間終了後は無償譲渡とする。

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1)明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス部門)の物品の製造・販売の部に、契約の種類が「情報機器・家電」で登録されており、かつ、業種区分が「パソコン」で登録されていること、又は、サービス業務の部に、契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「レンタル・リース」で登録されていること。
- (2)以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ①明石市内の本店で登録をしている者(市内業者)
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(準市内業者)
 - ③兵庫県内の本店で登録をしている者(県内本店業者)
 - ④兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(県内支店・営業所等登録業者)
- (3)令和 3 年4月1日から令和 8 年3月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(教育委員会(公立学校)、公社、公団、事業団等)の発注に係る「ネットワーク端末(パソコン)機器賃貸借契約」(一括して 100 台以上のもの、または上記期間内に合計して 100 台以上のものも可とする)を継続して 12 か月以上にわたり元請(リース会社等との 3 者間契約も可)として履行した実績を有すること。(上記期間で 12 か月履行していれば、現在契約継続中のものでも可とする)
- (4)兵庫県内に保守業者の事業拠点(保守業者に委託する場合等を含む)を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整え、本業務の業務責任者として配置できること。(資格及び専任性は問いません。)
- (5)仕様書に示した性能等の要件をすべて満たした物品を納入することができること。
- (6)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7)明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11

年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (11) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(写し(PDF 形式を含む)可)を提出できること。
- (12) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)よりプライバシーマークの使用を認定されていること。又は、ISMS 認定済み事業者として登録されていること。(導入又は保守を別業者に委託する場合、委託された者がプライバシーマークの使用を認定されていること。又は、ISMS 認定済み事業者として登録されていること。)
- (13) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより明石市情報管理課へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を提出してください。

令和 8 年 5 月 15 日(金)から令和 8 年 5 月 22 日(金)午後1時まで

(FAX 078-918-5130 明石市情報管理課 制限付一般競争入札担当者 宛)

- (2) 質問に対する回答

令和 8 年 5 月 25 日(月)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

4 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けて郵送してください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)

イ 入札書(指定様式)

ウ 業務費内訳書 表紙(指定様式) ※内訳書は任意の様式で可

エ 業務実績調書(指定様式)及び実績内容が分かる契約書等(写)

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)よりプライバシーマーク又は ISMS 認証の使用が認可されている内容が分かる認定証等(写)(両方認定されている場合はどちらか任意)

※リース会社が、導入及び保守を別業者に委託する場合には、業務を請け負う別業者の認定証等(写)

カ 納入予定機種及び保守業務拠点調書(保守業務を別業者に委託する場合には、業務を請け負う別業者の保守の実績内容が分かる契約書等(写))

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和 8 年 5 月 25 日(月)午後1時に、明石市ホームページにネットワーク端末機器仕様書(以下「仕様書」という。)等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 明石市情報管理課への郵便物の提出期限は、令和 8 年 6 月 1 日(月)(必着)です。この期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより明石市情報管理課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

(FAX 078-918-5130 明石市情報管理課 制限付一般競争入札担当者 宛)

5 開札日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 6 月 2 日(火)午前11時00分(予定)

(2) 場所 明石市役所 本庁舎8階 806D 会議室

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

要(年度ごとに年間執行予定賃貸借料総額の 10 分の1以上を納付すること。

ただし、明石市契約規則第 25 条に該当する場合は免除等を行う場合がある。)

8 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望月額(パソコン一式の賃貸借及び保守並びに納入・撤去等にかかる作業代金の月額)の 110 分の 100 で記載してください(税抜で記載)。

契約締結に際しては、落札金額に 10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

9 支払条件

前払金 無 部分払 有(年 12 回以内)

10 予定価格(税抜)

1,504,000 円(月額)

11 長期継続契約について

本委賃貸借契約は、地方自治法第 234 条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定賃貸借料総額未滿に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、入札にご参加ください。

12 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約期間内の総額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には、契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別

表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等、応募案内等については、財務室契約担当及び明石市ホームページにおいて閲覧することができます。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

15 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

16 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で、落札決定を行います。
- (3) 入札結果については、令和8年6月3日(水)から明石市ホームページにて掲載します。

17 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者指名停止基準により措置されます。
- (2) 当該入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、当該入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。